

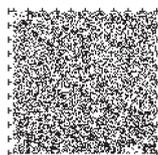
資料

1. 用語解説

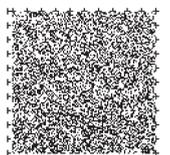
| 用語 | 用語の解説 |
|----------|---|
| あ行 | |
| ICT | Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていたIT(Information Technology)に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。 |
| 悪質商法 | 高額の利息が付くとか、有利な資格が取れる等と言って客から金銭をだまし取るやり方。訪問販売や電話販売等、方法は多種多様。 |
| アセスメント | 事前評価、初期評価。福祉分野においては、福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先だつて行われる一連の手続きをいう。 |
| 一般介護予防事業 | すべての高齢者を対象として、介護予防の取組を推進する事業をいう。 |
| ACP | Advance Care Planningの略で、将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、患者本人を主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、患者本人の意思決定を支援するプロセスのこと。 |
| SDGs | 平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。 |
| NPO | 民間非営利団体。政府や企業等ではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。 |

か行

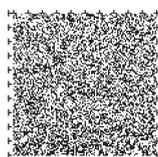
| | |
|-------|--|
| 介護医療院 | 施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設。長期にわたる療養を必要とする要介護者が主な対象であり、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指している。 |
|-------|--|



| | |
|-------------------------|--|
| 介護給付 | 介護保険制度で要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。①居宅サービスの利用、②地域密着型サービスの利用、③特定福祉用具の購入、④住宅改修、⑤居宅介護支援の利用、⑥施設サービスの利用、⑦自己負担が高額な場合、⑧低所得者の施設利用にともなう食費・居住費に係る自己負担が重くなる場合について保険給付が行われる。 |
| 介護支援専門員 (ケアマネジャー) | 介護保険法に基づいて定められたケアマネジメントの専門職。介護保険の要介護認定で要支援・要介護と認定された人が適切なサービスを受け、自立した日常生活を送れるように、ケアプランを作成したり、自治体・各種サービス事業者・介護保険施設との間で連絡調整を行う。各都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修を修了後、資格登録簿に登録され、専門員証が交付される。 |
| 介護保険施設 (介護保険4施設) | 介護保険法に基づく施設サービスを行う施設であり、①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護医療院、④介護療養型医療施設の4種類がある。施設サービス計画に基づき必要な介護及び日常生活上の世話をを行う。 |
| 介護予防 | 介護が必要な状態(要支援・要介護状態)になることをできる限り防ぐ、もしくは遅らせること。また要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。 |
| 介護療養型医療施設 | 療養病床、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・診療所であって、入院している要介護者で病状が安定している人に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設。長期にわたる療養を必要とする要介護者が主な対象であり、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指している。 |
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | いわゆる特別養護老人ホームであって、入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。入所者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指している。 |
| 介護老人保健施設 | 病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設。入所者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指している。 |



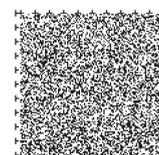
| | |
|---------------|--|
| 介護ロボット | ロボットの定義とは、「情報を感知(センサー系)」、「判断し(知能・制御系)」、「動作する(駆動系)」の3つの要素技術を有する知能化した機械システムであり、このうちロボット技術が応用されて利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットという。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ提供するサービス。 |
| 協働 | 共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。 |
| 居宅介護支援事業所 | 介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う事業所。 |
| 居宅療養管理指導 | 在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス。 |
| ケアプラン | 個人のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャーを中心に作成される介護計画のこと。ケアプランは①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源をも活用して作成する必要がある。 |
| ケアマネジメント | 生活困難な状態になり援助を必要とする利用者のニーズを明確にし、迅速かつ効果的に、必要とされる保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。 |
| 軽費老人ホーム | 高齢等のため独立して生活するには不安がある人、又は自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で、家族による援助を受けることができない60歳以上の人を入所させ、低額な料金で食事サービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し、安心して暮らせるように支援する施設。 |
| 健康寿命 | WHO(世界保健機関)が提唱した指標であり、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。 |



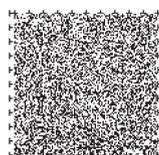
| | |
|---------------|--|
| 権利擁護 | 社会福祉の分野では、自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ表明を支援し代弁すること。 |
| 高齢者虐待防止ネットワーク | 高齢者虐待を防止するための関係者のネットワーク。 |
| 国勢調査 | 統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。 |

さ行

| | |
|---------------|---|
| 災害時要援護者 | 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 平成23年(2011年)の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正により創設された登録制度に、登録されている住宅。一定の面積、設備とバリアフリー構造等を有する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅であり、上記の法律に基づき、厚生労働省と国土交通省が共同で所管している。 |
| シニア世代 | 一般的に60歳以上の世代のこと。 |
| GPS機器 | 人工衛星からの信号を受け取り、高齢者の現在位置を測位する機器。高齢者が徘徊している場合に迅速に発見、安全確保が期待できる。 |
| 市民活動団体 | 組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が宗教、政治上の主義、特定の公職にあるもの又は政党、営利目的のいずれにも該当しないもの。すべての団体に共通する特徴として、「自主的であること」、「公益的であること」、「社会貢献的(非営利的)であること」があげられる。 |
| 社会的孤立 | 家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。 |
| 社会福祉協議会 | 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされている。 |
| 若年性認知症 | 65歳未満で発症した認知症のこと。 |



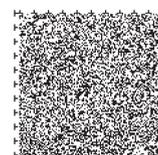
| | |
|------------------|--|
| 若年性認知症支援コーディネーター | 若年性認知症の人やその家族からの相談に対応する窓口配置され、若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を行う者。 |
| 住宅型有料老人ホーム | 高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜(洗濯、掃除等の家事、健康管理)を提供する施設。 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)を行うサービス。 |
| 消費生活センター | 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たる機関。 |
| シルバー人材センター | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が市町村に1か所に限り指定する公益法人。その能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施する。 |
| 身体拘束 | 介護サービス等の利用者の行動を制限する行為であり、車いすやベッドに縛る等して固定すること、特別な衣服によって動作を制限すること、過剰に薬剤を投与し行動を抑制すること、鍵付きの部屋に閉じ込めること等が該当する。 |
| 生活機能 | 日常生活を営むための能力や働きであり、歩行、食事、排泄、入浴、着脱衣等の基本的な日常生活行為のほか、外出や金銭管理、社会的役割を担う能力(社会参加)等が含まれる。 |
| 生活支援コーディネーター | 「支え合いの地域づくり」を目的として、地域で活動している団体と連絡、連携をとり、高齢者が抱えている困り事をその地域で解決できるよう働きかけや関係者同士を引き合わせる専門職員をいう。 |
| 生活支援ハウス | 60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な人であり、高齢などのため独立して生活することに不安のある人が、安心して健康な生活を送れるよう、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設。 |



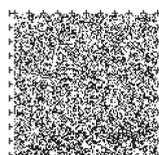
| | |
|--------|--|
| 成年後見制度 | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。 |
|--------|--|

た行

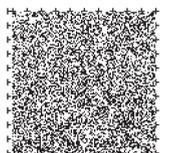
| | |
|-------------------|---|
| 第1層協議体 | 多様な主体が、市内全域に共通する在宅高齢者などの生活上の課題や、課題に関連する各主体の活動・事業について、定期的に情報共有・意見交換を行うとともに、連携強化を図る場。 |
| 第三者評価 | 第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すもの。 |
| 第2層協議体 | 多様な主体が、日常生活圏域における在宅高齢者などの生活上の課題や、課題に関連する各主体の活動・事業について、定期的に情報共有・意見交換を行うとともに、連携強化を図る場。 |
| 団塊ジュニア世代 | 昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)に生まれた世代。 |
| 団塊の世代 | 昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)の第1次ベビーブームに生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。 |
| 短期入所生活介護(ショートステイ) | 特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。 |
| 短期入所療養介護 | 介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス。 |
| 地域共生社会 | 子ども・高齢者・障害者等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる社会を実現するため、支え手側と受け手側が分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する取組。 |
| 地域支援事業 | 介護保険制度において、被保険者が要介護状態及び要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。 |
| 地域資源 | 一定の地域に存在する特徴的なものであり、地域内の人間活動に利用可能な(あるいは利用されている)、有形、無形のあらゆる要素。 |



| | |
|------------------------|---|
| 地域包括ケア (地域包括ケアシステム) | 高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、日常生活の場において、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスを一体的に提供する考え方。また、地域包括ケアシステムは、地域包括ケアを実現するための、行政や医療機関、介護サービス提供事業所等による、地域における包括的な支援・サービスの提供体制。 |
| 地域包括支援センター | 地域住民の保健・福祉・医療の向上及び虐待防止、介護予防等を総合的に行う機関。市町村又は市町村から委託された法人が運営し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置される。高齢者本人や家族からの相談に対応し、必要な支援が包括的・継続的に提供されるように調整する。平成17年(2005年)に改正された介護保険法に基づいて創設された。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 地域密着型サービスの一つ。入所定員が29人以下の介護老人福祉施設において、入所する要介護者に対して、サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。 |
| 地域密着型サービス | 高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じて柔軟に提供されるサービス。原則として、日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する。 |
| 通所介護(デイサービス) | 日中、老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。 |
| 通所リハビリテーション | 介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。 |
| デジタルサイネージ | 表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどに映像や文字を表示する情報・広告媒体。 |
| 特定施設入居者生活介護 | 介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。 |

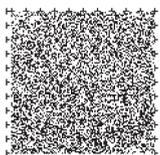


| | |
|-----------------------------|--|
| 日常生活圏域 | 日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。国ではおおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定。 |
| 認知症 | 脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態。脳血管障害、脳外傷、変性疾患、アルコール中毒等が原因で起こる。原因疾患からアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症等に分類される。 |
| 認知症カフェ | 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などができる場所。 |
| 認知症ケアパス | 認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。 |
| 認知症サポーター | 「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者。 |
| 認知症疾患医療センター | 認知症の人とその家族が、かかりつけ医や施設、介護事業者と連携し、診察や相談に応じる専門機関。 |
| 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) | 地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、認知症高齢者を対象に少人数で共同生活をする施設のこと。 |
| 認知症対応型通所介護 | 老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行うサービス。 |
| 認知症地域支援推進員 | 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護及び生活支援の様々なサービスを連携させ、効果的な支援を行う者。 |
| ノーリフティングケア | 介護現場での移乗などの作業において、持ち上げたり、抱え上げたりせず、電動リフト等の福祉用具を用いて介護者の負担軽減、要介護者の自立支援を図ること。 |



は行

| | |
|-------------------|--|
| 8050 問題 | ひきこもりの子どもをもつ家庭が高齢化し、80歳代の後期高齢者にさしかかった親が、50歳代のひきこもりの子どもの生活を支えるという社会問題のこと。 |
| バリアフリー | 公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用に配慮した設計。道幅を広げることや段差の解消、手すりの設置、点字案内等がある。 |
| 避難確保計画 | 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。 |
| 福祉避難所 | 高齢者や障害者、その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設。 |
| 福祉用具 | 介護が必要な高齢者の日常生活を助けるため、又は身体の機能訓練のための用具。 |
| フレイル | 老化にともなう身体的機能や認知機能の低下が見られる状態で、健康な状態と要介護状態の中間に位置する。 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じた支援をしていくために行われるケアマネジメントをいう。地域包括支援センターの専門職、介護支援専門員、主治医等の様々な職種が互いに連携し、介護保険のサービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動等、多様なサービスを包括的・継続的に提供することで、地域での高齢者の生活全体を支えていく。 |
| 訪問介護(ホームヘルプ) | 訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービス。 |
| 訪問看護 | 医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。 |
| 訪問入浴介護 | 自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービス。 |
| 訪問リハビリテーション | 医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。 |



ま行

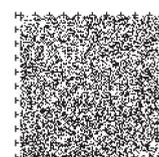
| | |
|------|--|
| 民生委員 | 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。 |
|------|--|

や行

| | |
|-----------|--|
| 夜間対応型訪問介護 | 夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービス。 |
| ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学業や友人関係に影響が出てしまっていること。 |
| 養介護施設 | 老人福祉法で規定する老人福祉施設や有料老人ホーム、介護保険法で規定する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、地域包括支援センター等を指し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で定義づけられている。 |
| 養護老人ホーム | 原則65歳以上で、身体・精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ、食事の提供や健康管理など日常生活に必要なサービスを受けることができる施設。 |
| 予防給付 | 介護保険制度で要支援と認定された被保険者に提供される介護予防サービス、介護予防に関わる費用の支給のこと。 |

ら行

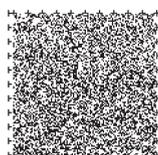
| | |
|-----------|---|
| リハビリテーション | 身体的、精神的、社会的な障害を持つ人の、機能、能力、社会生活の全人格的回復や促進を目的とする、専門技術による支援。 |
|-----------|---|

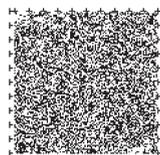


2. 下関市高齢者保健福祉推進会議委員名簿

| | 委員名 | 所属・団体等名称 |
|-----|---------|------------------|
| 議長 | 内田 充 範 | 公立大学法人山口県立大学 |
| 副議長 | 波佐間 清 | 社会福祉法人下関市社会福祉協議会 |
| | 飴山 晶 | 一般社団法人下関市医師会 |
| | 葛山 司 | 一般社団法人下関市歯科医師会 |
| | 木内 浩 雅 | 下関市民生児童委員協議会 |
| | 宇内 祐 司 | 下関市老人福祉施設協議会 |
| | 穎原 健 | 山口県老人保健施設協議会 |
| | 加藤 加代子 | 山口県看護協会下関支部 |
| | 小屋敷 淳 子 | 一般社団法人下関市薬剤師会 |
| | 久保田 達 也 | 下関市老人クラブ連合会 |
| | 藤田 しのぶ | 一般社団法人山口県作業療法士会 |
| | 田中 恩 | 一般社団法人山口県理学療法士会 |
| | 村尾 寛 | 下関市連合自治会 |
| | 西川 ひとみ | 下関市連合婦人会 |
| | 中村 隆 宣 | 下関市人権擁護委員協議会 |
| | 辻中 浩 司 | 一般社団法人山口県社会福祉士会 |
| | 鈴木 朋 絵 | 山口県弁護士会下関地区会 |
| | 荒井 淳 | 山口県司法書士会 |
| | 波戸崎 みゑ子 | 下関市ボランティア連絡協議会 |
| | 高玉 多美子 | 山口県認知症を支える会連合会 |
| | 佐伯 美由紀 | 市民代表（公募委員） |
| | 中澤 美千江 | 市民代表（公募委員） |

(敬称略・順不同)





第九次下関市いきいきシルバープラン

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

- 発行年月 / 令和6年(2024年)3月
- 発行 / 下関市
- 編集 / 下関市福祉部 長寿支援課、介護保険課
保健部 健康推進課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
Tel 083-231-1111(代表)

